

議案第 1 2 0 号

川崎市消費生活センター条例及び川崎市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消費生活センター条例及び川崎市保健所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消費生活センター条例及び川崎市保健所条例の一部を改正する条例

(川崎市消費生活センター条例の一部改正)

第 1 条 川崎市消費生活センター条例（平成 2 8 年川崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「川崎市川崎区駅前本町 1 1 番地 2」を「川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9」に改める。

(川崎市保健所条例の一部改正)

第 2 条 川崎市保健所条例（昭和 2 3 年川崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地」を「川崎市川崎区宮本町 1 番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

本庁舎の整備に伴い、消費者行政センター及び川崎市保健所を移転するため、この条例を制定するものである。